# 第1章 第2次プランの策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

平成11 (1999) 年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に 責任を担うべき社会」の形成を目指すことが定められました。 日本における男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や、男性の家事・ 育児・介護参加等、多くの場面で男女共同参画の実現に向けた変化が現れてきています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、依然、多くの課題が残されていると考えられます。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、職場での男性の育児休暇・介護休暇取得への理解等については、今後も積極的に啓発等を行っていくことが必要です。また、少子高齢化や長期的な不況等によって社会情勢が大きく変化しており、介護負担や育児負担の増加、失業等による生活困窮者の増加等の課題への取り組みが求められています。

このような状況の中、国においては男女共同参画社会の実現に向けて更に推進していくため、平成27 (2015) 年12 月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。また、これと同じく広島県においても、平成28 (2016) 年3月に「広島県男女共同参画プラン(第4次)」を策定しており、国・県ともに男女共同参画社会の実現に向けて新たな計画の下で施策を推進しているところです。本市においても、平成18 (2006) 年に「安芸高田市男女共同参画基本計画」を策定し、また平成21 (2009) 年には「安芸高田市男女共同参画条例」を制定し、男女がお互いを尊重しあい、個性が生きる"男女共同参画社会"を目指して、さまざまな取り組みを実施してきました。

このたび、計画の策定から10年が経過し、既存の課題や新たな変化にも対応する実効性の高い施 策を展開していくため、安芸高田市第2次男女共同参画プランを策定するに至りました。



#### (1) 国の動向

平成27 (2015) 年8月、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるようにすることが重要であることから「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」\*)が成立しました。その流れを受け、平成27 (2015) 年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、特に強調されている視点として、①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないこと ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行 ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備 ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用 などが挙げられています。

また同計画では、目指すべき社会を ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会 ②男女の人権が保障され、尊厳を持って個人が生きることができる社会 ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会 とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

#### (2) 広島県の動向

国の第4次基本計画を受け、平成28 (2016) 年3月に広島県男女共同参画基本計画 (第4次) が 策定されました。重点的に取り組む事項として、①自らの意思によって職業生活を営み、又は営も うとする女性が個性と能力を十分に発揮することができる女性の活躍推進の職場環境づくり ②性 別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画について、様々な立 場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報 ・啓発の充実」が挙げられています。

## (3) 本市の男女共同参画に係る現状

少子高齢化の進行、家族形態の多様化、経済のグローバル化など社会経済が大きく変化する中で 男女共同参画は、個人の尊厳はもとより、社会の安定と活力を維持し、我が国の持続的発展を継続 していくうえでの重要な課題となっています。(第2次安芸高田市総合計画男女共同参画社会の推 進文抜粋)

上記の記載のとおり国そして、本市の抱える少子高齢化に伴う社会の維持の課題解決のためには、この現状を踏まえて、「男女共同参画社会基本法」「安芸高田市男女共同参画推進条例」に基づき男女が互いの違いを認め合い、人権を尊重し、個性と能力が発揮できる社会を実現するために本プランを策定します。

# 3 本市が目指す男女共同参画社会

本市は、男女が互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

「安芸高田市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を 基本理念として示すとともに、市、市民、事業者の責務を明らかにしています。

#### 【基本理念】(安芸高田市男女共同参画推進条例より抜粋)

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が自らの意思と責任の下に個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女が、それぞれの特性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、互いの意思が尊重され、健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調してこれに取り組むこと。

#### 【市・市民・事業者の責務】(安芸高田市男女共同参画推進条例より抜粋)

#### (市の責務)

- 第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に、積極的に取り組むものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

- 第7条 事業者は、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と、子育て や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努 めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

# 4 計画の位置付け

- 「安芸高田市男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づき定めるものとしている、安芸高田市の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けています。 (基本目標である「多様な働き方を選べる職場づくり」に含んでいます。)
- 国及び広島県の第4次男女共同参画推進計画を勘案するとともに、「第2次安芸高田市総合計画」及び関連する市の計画との整合性を図っています。
- 平成28 (2016) 年度に市民及び事業所を対象としたアンケート調査を実施し、アンケート 結果をもとに、計8回に渡り庁舎内推進委員会・幹事会でプラン内容を検討・精査し、3回に渡 り市民や学識経験者からなる審議会において審議を重ねプランを策定しました。(平成29年2月15 日から2月24日までパブリックコメントを募集しました。)
  - 安芸高田市男女共同参画推進条例【抜粋】

(基本計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 男女共同参画社会基本法【抜粋】

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 (略)

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)【抜粋】 (都道府県推進計画等)

第6条 (略)

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

## 5 計画の期間

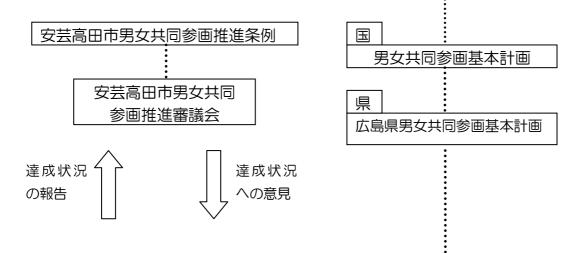
本計画は、国及び広島県の第4次男女共同参画基本計画を勘案するため、平成29 (2017) 年度から平成33 (2021) 年度までの5か年計画とします。

巾

# 男女共同参画社会の実現

# 男女共同参画社会基本法

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び 文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をつくる



安芸高田市男女共同参画推進プラン(第2次)

# 基本目標

家族みんなで協力し合う家庭づくり

多様な働き方を選べる職場づくり

(一人ひとりが大切にされる地域づくり

安芸高田市の現状を踏まえ、3つの基本目標を掲げ各施策に取り組みます。